

児童福祉専門分科会の所管事項

<設置根拠> ※抜粋

- 児童福祉法第8条第1項:都道府県(中核市)に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。
- 社会福祉法第12条第1項:都道府県(中核市)は条例で定めるところにより、(地方)社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。
- 認定こども園法(※)第25条:都道府県(中核市)に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。
※「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の略称

調査・審議事項

◎久留米市社会福祉審議会運営要綱 別表第1(第3条第2項関係)

※児童福祉専門分科会関連を抜粋

分科会等名	基本的な審議事項	具体的な審議項目
児童福祉 専門分科会	児童、妊産婦の福祉に関する事項 【法定項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等への必要な勧告(児童福祉法第8条第7項) ・設備又は運営が最低基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害と認められる特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所)設置者への事業停止命令を行う場合の意見(児童福祉法第46条第4項) ・特定児童福祉施設に対し最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう市長が勧告する場合の意見(久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条第1項) ・届出保育施設へ事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見(児童福祉法第59条第5項) ・母子家庭の福祉に関する事項の調査審議、市長諮問への答申及び関係行政機関への意見の具申(母子及び寡婦福祉法第7条) ・母子福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見(母子及び寡婦福祉法施行令第13条) ・寡婦福祉資金貸付金の貸付を市が停止する場合の意見(母子及び寡婦福祉法施行令第38条) ・母子保健に関する事項の調査審議、市長諮問への答申、関係行政機関への意見(母子保健法第7条) ・上記のほか、児童又は妊産婦の福祉に関する事項
	就学前の子どもの教育、保育に関する事項 【法定項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型認定こども園の設置及び廃止等を認可する場合の意見 (認定こども園法第17条第3項) ・幼保連携型認定こども園の事業停止又は施設閉鎖を命ずる場合の意見 (認定こども園法第21条第2項) ・幼保連携型認定こども園の認可を取り消す場合の意見 (認定こども園法第22条第2項)
民生委員審査専門分科会を除く各専門分科会	【任意項目】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の設立、社会福祉施設の設置に関する事項